

**平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書**

群馬大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	31
基準7 施設・設備及び学生支援	33
基準8 教育の内部質保証システム	37
基準9 財務基盤及び管理運営	39
基準10 教育情報等の公表	43
<参考>	45
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	47
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	48

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅 原 利 正	広島県病院事業管理者
荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一 井 眞比古	香川大学名誉教授
稻 垣 卓	福山市立大学長
及 川 良 一	全国高等学校長協会顧問
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学学長顧問
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
川 嶋 太津夫	大阪大学教授
下 條 文 武	新潟大学名誉教授
郷 通 子	名古屋大学理事
河 野 通 方	東京大学名誉教授
児 玉 隆 夫	大阪市立大学名誉教授
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴 木 典比古	国際教養大学理事長・学長
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恒 一	富山国際大学長
野 嶋 佐由美	高知県立大学副学長
早 川 信 夫	日本放送協会解説委員
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前 田 早 苗	千葉大学教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳 澤 康 信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山 本 進 一	岡山大学理事・副学長
◎ 吉 川 弘 之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稻 垣 卓	福山市立大学長
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
児 玉 隆 夫	大阪市立大学名誉教授
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎ 土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恒 一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

○ 浅 原 利 正	広島県病院事業管理者
金 井 雄 一	名古屋女子大学教授
○ 上 井 喜 彦	埼玉大学顧問・名誉教授
川 嶋 太津夫	大阪大学教授
○ 下 條 文 武	新潟大学名誉教授
小 泉 潤 二	大阪大学名誉教授
◎ 小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
菅 原 悅 子	岩手大学理事・副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
濱 口 哲	新潟大学理事・副学長
本 家 孝 一	高知大学副理事
三 位 正 洋	千葉大学名誉教授
宮 井 清 暉	富山大学教授
○ 柳 澤 康 信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
○ 山 口 宏 樹	埼玉大学長
山 本 泰	東京大学教授
吉 栖 正 生	広島大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 泉 澤 俊一	公認会計士、税理士
○ 梶 谷 誠	電気通信大学学長顧問
神 林 克 明	公認会計士、税理士
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
山 本 進 一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れないと判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

群馬大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 重粒子線医学推進機構を設置し、最先端の研究・治療を推進するとともに、医学系研究科に協力講座を開設し、平成 23 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム」において、医科学専攻（博士課程）に医学・工学融合型の学位プログラム「重粒子線医工連携コース」を設けるなど、大学院での教育・人材育成に寄与している。
- 教員評価実施専門部会において教員評価指針に基づき教員評価を実施し、成績が特に良好だった教員に対して一時金の支給や研究費を配分している。
- 英語教育において、多読教材（22,026 冊、3,802 タイトル）を整備し、大学独自に作成しているテスト問題を解かせて、その結果を成績評価に反映させるなどすることにより、成果を上げている。
- 平成 22 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」に採択され、全人的医療教育の改善に反映させるなど、学生の学士力を向上・定着させるための教育課程を充実させ、支援期間終了後も、チーム医療教育・多職種連携教育に力を注いでいる。
- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択され、学生が自らキャリアデザインする能力を育成するための教育課程を充実させるなど就業に向けた職業観を養成し、後継事業として平成 24 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、支援期間終了後も学内予算により、取組を継続している。
- 平成 23 年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に採択され、群馬県内の医療職を対象とした侵襲タスクニーズ調査により地域が求めるタスクニーズを明らかにし、結果を教育課程に反映させ、支援期間終了後も地域の求める高度専門看護師を養成している。
- 平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択された「卒前・卒後一貫 MD-PhD コース」においては、医学科在学中から基礎系研究室で事前研究指導、大学院の講義・演習を履修することができ、卒業後は臨床研修と並行して大学院で研究を継続させていく。また、大学院修了後は、希望すれば特任助教（仮称）として 3 年間は採用するなど研究を継続できる環境を整備し、基礎医学教育・研究医及び法医解剖医を養成している。
- 平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択され、国際協力型がん臨床指導者養成プログラムの強化を図り、国際的に認められる指導的役割を持つがん専門医療人を養成している。
- 平成 25 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択され、医療開発医科学コースを開設し、組織の枠組を超えて、知識・技術の結集を図るオープン・メディカル・イノベーションを推進する高度専門研究者及びこれを支え加速する R&D マネジメント等の研究支援の専門的人材を養成している。
- 平成 26 年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に採択され、地域完結型看護リーダー養成コースを開設し、地域を一つの病院ととらえる地域完結型医療・ケアの考え方立脚した看護実践・教育・研究をし、多職種連携による課題解決能力を有し高度医療に対応できる人材を育成している。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

当該大学の目的は学校教育法に規定された大学の目的を達成するため、学則に、「第1条 教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。」と定めている。各学部の目的は、それぞれの学部規程に定めている。

例えれば、理工学部では、「第2条 本学部は、21世紀の人類が進むべき新たな指針を見いだし、人と自然との調和のとれた豊かな未来社会を創造するため、高い専門的能力と健全な理念を持ち、地域・社会、日本、そして世界に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、学生と教員との緊密なつながりを基本として、次の各号に掲げる教育を行うものとする。

- (1) 理学に根ざした俯瞰的な物の見方、考え方を身に付け、工学に根ざした実践的・独創的な課題解決能力を養う理工学教育
- (2) 国際的な水準を満たし、かつ、各教員の特長を生かした教育
- (3) 個人の発想や知的好奇心を尊重し、未知の分野に挑戦する活力と創造性を育む教育
- (4) 国際コミュニケーション能力を備え、世界を舞台に研究者・技術者として活躍できる人材を育成する教育」

と定めている。

また、中期目標・中期計画を定め、第2期中期目標期間に法人が達成すべき目標を定めている。これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則に、「第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科又は専攻ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。」

と定めている。また、各研究科の目的は、それぞれの研究科規程に定めている。

例えば、教育学研究科では、

「第2条 研究科は学部教育を基盤とし、教育・研究の成果を社会へ還元することを目的とし、次の各号に掲げる人材を育成する。

- (1) 優れた教育倫理と豊かな学識を有し、教育諸科学に関する高度な専門的知識・技能及び実践力を備え、教育現場において指導的な役割を担える教員
- (2) 学校教育及び種々の教育的場面における現代的諸課題に対応できる研究開発能力及び実践力を備えた人」

と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の4学部から構成されている。

- ・ 教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・ 社会情報学部（2学科：情報行動学科、情報社会科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 理工学部（5学科：化学・生物化学科、機械知能システム理工学科、環境創生理工学科、電子情報理工学科、総合理工学科）

教育学部は、学校教育に対する多様な要求に対し、柔軟かつ効果的に応えられる高度な専門的知識・技術と豊かな人間性を身に付けた実践的指導力のある教育者を養成するため教員養成に特化した学部となっている。

社会情報学部は、情報科学、人文科学、社会科学、環境科学といった、様々な分野を融合させることで、社会情報学という新しい学問分野の創造や諸問題の解決策を探求し、高度情報化社会の要請に応える人材を育成する学部となっている。

医学部は、医学科と保健学科で構成され、医学科は、人体、生命の神秘を追求し、疾病の本態を解明し、それを克服するための方策を探求するとともに、優れた医師、真摯な医学研究者を養成する学科となっている。保健学科は、人間として、保健医療の専門職として、確固たる倫理観と豊かな人間性を持ち、その社会的使命を果たすことのできる人材の育成を図るとともに、総合的で先進的な教育・研究を展開する学科となっている。

理工学部は、平成25年度に工学部の改組により設置され、理学に根ざした俯瞰的なものの見方、考え方を身につけ、工学に根ざした実践的・独創的な課題解決能力を養う理工学教育を行っている。個人の発想や知的好奇心を尊重し、未知の分野に挑戦する活力と創造性を育むとともに、国際コミュニケーション能力を備え、世界を舞台に研究者・技術者として活躍できる人材を育成する学部を目指している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育の実施組織として、大学教育・学生支援機構に教育基盤センターを設置している。同センターには、企画・立案を行う教育企画室と、センターの運営及び各学部と連携に当たる教育基盤センター運営委員会を設置している。教育基盤センター運営委員会は、各学部に置かれた教務委員会と連携し、教養教

育を実施しているほか、教育内容の評価・改善等、全学的な運営事項についても審議を行っている。また同委員会の下に、教養教育の運営を中心に行う教養教育部会、外国語教育の充実を図る外国語教育部会、幅広く大学教育の改善に取り組む教育推進部会を設置し、より具体的な事項について審議を行っている。

教養教育部会は、教育課程や授業担当等の実施に関連した審議を行うほか、教養教育の授業科目ごとに個別事項の審議を行うため、学びのリテラシー、総合科目、情報、スポーツ・健康、人文・社会科学及び自然科学の6つの科目委員会を置き、各学部から選出された当該科目的担当教員を主な構成員としている。

外国語教育部会は、外国語の授業計画や時間割の編成、外国語教育の改善等の審議を行うため、教育基盤センターの英語教育を担当する6人の専任教員（外国人教員4人を含む。）のほか、各学部等から選出された専任教員等を構成員としている。

教育推進部会は、教養教育を含む大学教育全般に係る、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）や高大連携・大学間連携等の審議を行うため、各学部の教務委員会の委員を主な構成員としている。

教養教育の実施に当たっては、大学教育・学生支援機構の教員のほか、各学部等の教員が専門性を活かした講義を担当しており、全学による体制を構築している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は4研究科・1学府から構成されている。

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：障害児教育専攻、教科教育実践専攻、専門職学位課程1専攻：教職リーダー専攻）
- ・ 社会情報学研究科（修士課程1専攻：社会情報学専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：生命医科学専攻、博士課程1専攻：医科学専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻）
- ・ 理工学府（博士前期課程1専攻：理工学専攻、博士後期課程1専攻：理工学専攻）

また、各研究科において専攻の下に、専門性を持つコース等を置くことにより、大学院課程における教育研究の目的に対応する構成となっており、各研究科の理念の具体化を図るために教育研究実施体制の整備を行っている。

なお、医学系研究科の生命医科学専攻（修士課程）と医科学専攻（博士課程）においては、附置研究所である生体調節研究所及び重粒子線医学研究センターが協力講座として、また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所が連携講座として、連携した組織を形成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学（学士課程）において修得した基礎の上に、障害児に関する高度の専門教育を教授し、その研究を指導することを目的として、特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）を設置している。

特別専攻科には、一種免許状取得コースと専修免許状取得コースの2コースを設け、重複障害教育学、障害児病理学、障害児心理学、障害児教育学の4つの専門分野を網羅した体制を整備している。

これらのことから、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、1つの附置研究所、8つの学内共同教育研究施設及び8つの学部・研究科等附属施設を設置している。

- ・ 附置研究所：生体調節研究所
- ・ 学内共同教育研究施設：総合情報メディアセンター、国際教育・研究センター、大学教育・学生支援機構、研究・产学連携戦略推進機構、重粒子線医学推進機構、多文化共生・教育・研究プロジェクト推進室、多職種連携教育研修センター、未来先端研究機構
- ・ 学部・研究科等附属施設：学校教育臨床総合センター、社会情報学研究センター、生物資源センター、薬剤耐性菌実験施設、教育研究支援センター、医学教育センター、保健学研究・教育センター、元素科学国際教育研究センター

以上のほかに、大学設置基準に基づき設置される附属施設として、附属学校及び附属病院を設置している。

これらのセンター等は、学部・研究科等と連携し、その研究成果を大学本体における教育・研究に反映している。なかでも、重粒子線医学推進機構は、重粒子線治療に加えて重粒子線医学に関する教育・研究機能を併せ持つ我が国唯一の施設であり、平成23年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム」において、重粒子線医学・生物学及び重粒子線先端臨床に加えて、高度医療機器やその運用技術の研究開発を担う工学系の世界的なリーダーを養成することを目的として、医科学専攻（博士課程）に医学・工学融合型の学位プログラム「重粒子線医工連携コース」を設け、大学院理工学府及び国内外の連携組織、さらに医療装置メーカーにプログラムへの参加を要請し、各専門分野の領域を超えた教育を展開し、履修生を学術交流協定締結機関へのインターンシップ派遣や国際シンポジウムで研究発表をさせるなどしている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため教育研究評議会を設置し、原則毎月1回開催している。教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、各学部・研究科の長等で構成され、審議・承認された事項は大学ウェブサイトに掲載している。

なお、平成26年度より、教員人事に関する事項については、方針等の審議に限定し、個別的人事案件は新設した執行役員会議に移行するなど、運営の見直しを行っている。

各学部・研究科等には教授会を設置し、毎月1回程度、開催している。医学部においては、学科会議が代議員会としての性格・機能を持ち、各学科に関わる教育研究に関する事項については学科会議の議決をもって教授会の議決としている。理工学部及び理工学府においては、理工学部教授会及び大学院理工学府教授会から付託された事項について代議員会の議決をもって教授会の議決としている。

学部及び研究科等における教育課程や教育方法等を検討する委員会として教務委員会等を設置している。委員は当該学部等を主に担当する教員から選出され、原則として月1回開催し、教育課程の立案・実

施・点検・評価等の事項の具体的問題について検討を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 重粒子線医学推進機構を設置し、最先端の研究・治療を推進するとともに、医学系研究科に協力講座を開設し、平成23年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「重粒子線医学グローバルリーダー養成プログラム」において、医科学専攻（博士課程）に医学・工学融合型の学位プログラム「重粒子線医工連携コース」を設けるなど、大学院での教育・人材育成に寄与している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

すべての教員は、分野の別なく単一の組織である学術研究院に所属している。教員は、この学術研究院から、学部、大学院等の教育研究の実施組織に派遣され、各人の専門性を活かした教育研究等の業務を行っている。

学部・研究科等において、学部長及び研究科長は、学部・研究科の校務をつかさどり、教授会においては、議長として教授会を主宰する役割を担っている。

学部長や研究科長等を補佐するため、副学部長等を配置しているほか、学科長、課程長、講座主任等を置いている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- 教育学部：専任 77 人（うち教授 36 人）、非常勤 57 人
- 社会情報学部：専任 27 人（うち教授 17 人）、非常勤 45 人
- 医学部：専任 243 人（うち教授 69 人）、非常勤 382 人
- 理工学部：専任 189 人（うち教授 70 人）、非常勤 12 人
- 大学教育・学生支援機構：専任 10 人（うち教授 3 人）、非常勤 104 人

教育上主要な授業科目（必修の専門科目）については、教育学部 92%、社会情報学部 91%、医学部（医学科）85%、医学部（保健学科）79%、理工学部 77% を専任の教授や准教授が担当している。なお、必修の教養科目における専任の教授又は准教授の担当割合は 48% であり、そのうち、英語の必修科目における担当割合は 33% であるが、共通の教科書を使用することや英語教育ハンドブックを使用して教授方法の統一を図るなど、専任の教員が責任を持つ体制を構築している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教

授又は准教授を配置していると判断する。

3－1－③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数（実務家教員を含む。）は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 社会情報学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 71 人

〔博士前期課程〕

- ・ 保健学研究科：研究指導教員 36 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 29 人
- ・ 理工学府：研究指導教員 144 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士後期課程〕

- ・ 保健学研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 理工学府：研究指導教員 127 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 16 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 95 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 247 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：12 人（うち教授 9 人、実務家教員 6 人）

なお、教育学研究科教科教育実践専攻（修士課程）においては、「専修」を廃止し、コース制を導入の上、教育体制を整備している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3－1－④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するため、採用は全学的に公募制としている。

また、任期制適用教員の範囲を拡大し、一部の分野を除き、平成 25 年 4 月以降に募集し、採用した全教員に 5 年の任期制を導入している。また、平成 26 年度より、年俸制の適用範囲を拡大している。さらに、文部科学省の科学技術人材育成費補助金の支援を受けて開始したテニュアトラック制の普及及び推進を図るとともに、テニュアトラック教員を国際公募により採用している。

教員の年齢構成は、25～34 歳：10.0%、35～44 歳：41.8%、45～54 歳：28.5%、55～64 歳：18.3%、65 歳：1.4% となっており、著しい偏りはない。

女性教員については、「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進基本計画」を策定し、平成 25 年 8 月に男女共同参画推進室を設置して、大学全体で男女共同参画に積極的に取り組む体制を構築するとともに、女性教員の採用について、全学的な数値目標（平成 27 年度末時点 在籍率 16.4 %）を定め、女性研究者のサポート体制と環境の整備、意識啓発と情報発信を 2 つの柱とした事業を展開している。

外国人教員比率は平成 27 年度 5 月 1 日現在で 1.6% である。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇任は、教員の資格に関する規則に基づいて、学部等が設置する選考委員会等において審査し、当該学部の教授会等の議を経ることになっている。講師以上については全学的な執行役員会議において選考の上、最終的に学長が決定している。

審査に当たっては、教育研究上の指導能力を重要な要素としており、採用や昇任に当たっては、教育研究上の業績のほか、学士課程における教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力を評価するために、採用後に担当する授業科目を踏まえたシラバスの作成と模擬授業又は、あらかじめ定めた教育・研究に関する演題について、面接時に発表を課している。なお、教育学部においては、義務教育諸学校又は高等学校等での指導経験の有無を確認している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価は、教職員評価・人事制度検討部会の下に設置した教員評価実施専門部会を全学の実施組織としており、教員評価指針等に基づき、「教育」「研究」「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域について項目を定め、3年に1度評価を実施している。評価結果は大学ウェブサイトで公表するほか、学部等における全体の平均値と自身の評価結果の位置付けを確認できるグラフを通知し、諸活動の啓発を行っている。

成績が特に良好だった教員に対しては、一時金の支給及び研究費の配分を行っており、また、勤勉手当、特別昇給支給の際の参考データとしている。改善を要すると判断された教員に対しては、改善計画書を作成し、学部長等へ提出することを義務付けている。

教育実践に顕著な成果をあげた教員に対してはベストティーチャー賞を授け、公開講座等を通じて広く周知を図ることで教員の意欲向上と大学教育の活性化に取り組んでいる。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされると判断する。

3-3-① 教育活動を開拓するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を支える事務系職員・技術系職員や図書館の司書職員等の教育支援者については、学部等ごとに、教育活動の展開に必要な数を配置しており、教員との連携を図りながら業務を遂行している。平成27年度5月1日現在、教育系事務職員157人、技術職員85人を配置している。

教育補助者であるTAを、実習・演習補助を中心に、各学部等において積極的に活用しており、平成26年度には、延べ647人を配置している。

これらのことから、教育活動を開拓するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員は、柔軟な人事を可能とするため、分野の別なく単一の組織である学術研究院に所属しており、教育研究の実施組織である学部、大学院等の学内の様々な組織に派遣される体制をとっている。
- 教員評価実施専門部会において教員評価指針に基づき教員評価を実施し、成績が特に良好だった教員に対して一時金の支給や研究費を配分している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程において全学における「求める学生像」を次のように定めている。
「群馬大学のモットーは「Act Locally, Think Globally（地域に根ざし、地球規模で考える）」です。この理念に共感し、次のような能力と意欲を持つ学生を求めていきます。

- 1 大学において、教養と専門知識を習得するために必要な基礎学力とコミュニケーション能力を持つ人
- 2 主体的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人
- 3 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組む人
- 4 高い志と豊かな発想力を持ち、未来を切り開く夢と情熱を持つ人
- 5 地域社会や国際社会に貢献する意欲とリーダーシップを持つ人

また、各学部において、「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」及び、入学に際し必要な基礎学力についても示している。

大学院課程においても、全学における「求める学生像」を次のように定めている。
「各研究科・学府が課程又は専攻ごとに求める学力・能力を持ち、研究や実践によって、人類や社会の発展に貢献する意欲のある人を受け入れます。」

また、各研究科等において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を示している。
これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

- 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

各学部において定める入学者受入方針に基づき、多様な入学者選抜を実施している。
一般入試においては、学部・学科・専攻ごとに「大学入試センター試験の利用教科・科目並びに配点」のほか、個別学力検査等における「学力試験教科・科目等」「小論文」「実技試験」「面接（口頭試問）」「外国語におけるリスニングテスト」及び「系共通試験」の組合せを定めている。

全学部で実施する推薦入試のほか、3学部で実施する帰国生入試においては、「出願書類」「小論文」「学力試験」及び「面接」を適宜組み合わせることにより、学生の受入を行っている。

なお、社会人入試、私費外国人留学生入試及びAO入試、並びに編入学試験も、それぞれの特性に配慮した受入方法により、実施している。

大学院課程においては、それぞれの課程ごとに、一般選抜、社会人選抜及び留学生特別選抜の実施方法を定め、選抜を行っている。

また医学系研究科や理工学府においては、秋期入学を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜の実施については、学長を委員長とする入学試験委員会を設置し、入学試験実施に関する基本方針、大学入試センター試験の実施及び合格者判定の基準等、必要な事項を審議している。委員会の下に出題や採点等の専門委員を置き、互いに連携して業務を行っている。また各学部においては、入学試験委員会等を設置し、入学試験の実施に関する管理・運営を行っている。

試験実施に際しては、学長を本部長、理事を副本部長とする試験実施本部を設置し、各学部長を責任者とする試験場本部を設置し、連携して入試業務を遂行している。なお、合格者の決定に当たっては、各学部の入学試験委員会、入試部会等が作成した合格者判定資料に基づき、教授会の議を経て学長が承認した上で決定している。

大学院課程においては、研究科等ごとに入学試験委員会等を設置し、学士課程と同様の実施体制の下で入学者選抜を実施している。なお、合格者の決定に当たっては、各研究科等教授会の議を経て学長が承認した上で決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学士課程の入学者選抜については、年に1度「入学試験結果の分析（過去5年間）」「学生追跡調査の分析（過去5年間）」「当該年度の入学試験に関する分析」について、学部から提出された報告書を「入学者選抜方法研究報告書」として取りまとめ、学部に対するヒアリングを実施し、検証を行っている。検証の結果判明した課題や改善点について「群馬大学入学者選抜に関する検討課題」を作成し、入学者選抜の改善を行っている。改善例としては、平成27年度入試における教育学部（数学・理科・技術専攻）での志望方法見直しや理工学部（専門学科・総合学科）でのAO入試の導入等が挙げられる。

大学院課程については、各研究科等において、進路希望調査や入学者アンケート、授業実践に関する科目をはじめとする各種の授業における指導過程を通じて検証を行い、その結果を入学者選抜における改善に役立てている。改善例としては、平成28年度入試における教育学研究科（修士課程）での外国語の試験問題の共通化等が挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成25年度に改組、設置された理工学部、理工学府については、平成25～27年度の3年分、また、平成25年度改組に伴い募集が開始された理工学部（編入学）は平成27年度の1年分。）

[学士課程]

- ・ 教育学部：1.04倍
- ・ 社会情報学部：1.05倍

- ・ 社会情報学部（3年次編入）：1.10 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 医学部医学科（2年次編入）：1.00 倍
- ・ 医学部保健学科（3年次編入）：0.56 倍
- ・ 理工学部：1.06 倍
- ・ 理工学部（3年次編入）：1.30 倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：1.15 倍
- ・ 社会情報学研究科：0.91 倍
- ・ 医学系研究科：0.82 倍

[博士前期課程]

- ・ 保健学研究科：0.90 倍
- ・ 理工学府：1.08 倍

[博士後期課程]

- ・ 保健学研究科：1.12 倍
- ・ 理工学府：0.73 倍

[博士課程]

- ・ 医学系研究科：1.03 倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科：1.02 倍

[専攻科]

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.79 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程全体において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。

「全学的な協力体制の下、教養教育と専門教育の融合を図り、幅広く深い教養、豊かな知性と感性、総合的な判断力、専門分野の基礎的能力を育成するため、学生の潜在能力を最大限引き出せる教育課程を編成し、実施します。」

また、各学部の教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、社会情報学部においては、

- 「1 大学での学習に必要な基礎的な学力や学習の方法・道具を習得させ、多角的な視点から問題を探求する姿勢を身につけさせる教育
- 2 専門教育を支える十分な社会情報学的な思考方法を醸成するとともに、情報リテラシーや外国語運用能力を養成する教育
- 3 高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力を養成する教育
- 4 社会のさまざまな場面において必要とされる実践的な能力を養成する教育
- 5 学際的・総合的な知識や思考能力を強化する教育
- 6 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文やプレゼンテーションとして結実させる能力を養成する教育」

を実施するものとしている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5－1－② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学則において、授与される学士の学位（教育学、社会情報学、医学、看護学、保健学、理工学）を明示し、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育の目的や授与される学位に照らして、ふさわしい教育効果が見込めるよう、教養教育科目及び専門教育科目を開設している。

教養教育科目は全学共通科目と学部別科目からなり、全学共通科目はさらに教養基盤科目（学士力育成）と教養育成科目から構成されている。教養基盤科目（学士力育成）は、学びのリテラシー（1）、学びのリテラシー（2）、英語、スポーツ・健康、情報、就業力から、また、教養育成科目は人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、健康科学科目群、外国語教養科目群、総合科目群から構成されている。学部別科目は医学部と理工学部の専門基礎科目として開設している。

専門教育科目は必修・選択必修・選択科目を体系的に配置し、また、学生に到達目標を明確に示すため、すべての学部（学科・専攻）において、教養教育も含めたカリキュラムマップを作成している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5－1－③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の個性と進路に対応することができるよう単位認定の弾力化を取り組んでいる。例えば、入学前の単位認定、他大学等との単位互換、教養教育科目においては各学部の専門教育科目の一部を「開放専門科目」として設定するなどのほか、英語等の認定試験の成績による単位認定を行っている。理工学部においては、学部学生が修士（博士前期）課程の科目を履修可能にしている。

また、国外の大学との交換留学を行っており、5年前（平成22年度）と比較して派遣者数・受入者数はともに増加している。

平成22年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「総合的学士力の育成に向けたチーム医療教育」においては、全人的医療教育の改善に反映させるなど、学生の学士力を向上・定着させるための教育課程を充実させ、支援期間終了後も、チーム医療教育・多職種連携教育に力を注いでいる。

平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「学生教育・支援体制の強化による就業力育成」においては、学生が自らキャリアデザインする能力を育成するための教育課程を充実させるなど就業に向けた職業観を養成し、後継事業として平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に「产学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育改革」が採択され、支援期間終了後も学内予算により、取組を継続している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5－2－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教養教育科目及び専門教育科目においては、大学及び各学部の教育の目的に沿って、講義、演習、実験、

実習のいずれか、又はこれらの組合せにより行われている。

学習指導法の工夫については、少人数教育、対話・討論型、フィールド型、メディアやTAの活用及び大学改革推進事業等による教育プログラムが行われている。

学生の英語能力の向上を目的として、英語教育の指導に多読を活用している。各キャンパスの図書館に語彙数により5段階にレベル分けした英語多読教材を計22,026冊(3,802タイトル)整備し、教養教育の英語授業において、学生に多読を推奨している。学生各自の判断でレベルに応じた教材を読んだ後、Moodle上に設定されたテスト問題を解き、6割以上正解することで、語彙数が登録され、その登録された語彙数を成績評価に反映させる仕組みとなっている。外国語教育部会において、多読教材の選定を行い、また、テスト問題の約92%を独自に作成している。多読教材の貸出数は、学年初めにはレベル1のものが多いが、多読の利用によって、レベル3~5の貸出数が増加している。多読教材を販売している企業がインターネット上で実施しているテストを受けている理工学部1年次生の結果によれば、多読実施前と比較して、実施後はより高いレベルの問題に合格する者が増加しており、英語能力の上昇がうかがえる。

TAについては、教養教育科目、専門教育科目とも演習、実験、実習といった科目を中心に多くの大学院学生が教育補助業務に携わっている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しており、授業実施期間は、前期・後期ともに15週が確保されている。

学部ごとに履修ガイダンスを実施し、シラバスに授業時間外学習情報を記載するなど、学生の自主的な学習が行えるよう配慮している。

社会情報学部では履修登録単位数の上限を年44単位に設定している。一方、教育学部及び理工学部では年60単位と高めの設定になっている。

平成25年度の学生生活実態調査によれば、授業での1日当たりの学習時間は平均3.0時間である。また、授業に対する1日当たりの予習・復習時間は平均0.7時間であり、更なる増加・確保が望まれる。なお、授業以外での家庭等における1日当たりの学習時間は平均0.8時間である。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な効果が得られているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成26年度よりシラバスは大学ウェブサイト上の教務システムでの公開に一本化しており、授業科目名、担当教員名、目的、到達目標、概要、授業方法のほか、スケジュール、成績評価基準、教科書／参考書、オフィスアワー等の学生が準備学習を進めるための事項も記載している。

平成25年度教養教育アンケートにおいて、授業科目の選択に際してシラバスを活用したかとの問い合わせ、「履修登録時に参考にした」と答えた学生は60%を超え、「授業の内容や進度の確認等に学期中何度も見た」と答えた学生を加えると全体の70%以上を占めている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録の際等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生に対しては、情報処理教育、英語教育及び数学教育において、習熟度別のクラス編成を行い、英語力を把握するために、TOEIC等を活用している。また、専門教育科目を履修するため必要となる基礎的な科目については、教養教育において学部別科目として開設し、高等学校での未履修科目についてフォローアップを行っている。理工学部においては、定期的に出席状況調査を実施して、指導、改善を図っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

改組前の工学部生産システム工学科（夜間主コース：4年次生が在学中）と、改組後の理工学部総合理工学科（フレックス：1～3年次生が在学中）が該当する。

夜間授業は、有職の社会人学生に配慮した時間割となっており、昼間開講の科目についても、一定の条件の下で、履修を認めている。

年度当初のガイダンスにおいて、教務委員から履修計画等の指導が行われており、未修得科目を持つ学生については、学科教務委員が個々の学生の状況を把握して、個別の履修指導を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、下記のように定めている。

「自然との共生を基盤とした豊かな人間性と広い視野を持ち、社会から信頼される国内外で活躍できる人材で、所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した者に、学位を授与します。」

また、学部ごとの学位授与方針を定めている。

例えば、理工学部では、

「所定の年限在学し、かつ所定の単位を修得した、次のような者に学士の学位を授与します。

- 1 自然や社会の理解に関する俯瞰的・論理的な見方や考え方を修得した者
- 2 理工学に関する基礎および専門的な知識を修得した者
- 3 社会の中で専門分野の知識を活かし、未知なるものの探求、新たなものの創生や諸課題の解決に取り組める者
- 4 他者の意見を理解し、自らの意見を伝え、外国人ともコミュニケーションができる素養をもつ者」と定めている。

ただし、項目2における「専門的な知識」は学科によって異なるものと考えられ、これを明示することが望まれる。

これらのことから、学位授与方針がおおむね明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、学則に定め、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。授業科目ごとの評価基準・方法をシラバスに明示し、学生に周知を図っている。

成績評価は、担当教員が行い、単位の認定は担当教員の評価に基づき教授会の議を経て学部長が行っている。全学部でGPA（Grade Point Average）制度を導入しており、学習支援や成績優秀者への表彰等に活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

シラバスに記載された成績評価基準（授業評価方法）に基づいた成績評価を実施している。

また、平成26年度の新教務システムの導入により、科目ごとの成績評価分布表を科目担当教員が確認し、成績評価の妥当性をその都度点検できるようにしている。しかし、学部全体の成績分布の妥当性や科目（教員）間の成績分布の偏りについて、組織的な検証は行われておらず、今後の検証が望まれる。

評価に疑義のある学生については、教務係に異議申立てができる制度を設けている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準については学則に定め、シラバスのほか、学生便覧や大学ウェブサイト等により学生に周知を図っており、卒業認定については、当該学部教授会の議を経て、学長が行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程全体において、教育課程の編成・実施方針を以下のように定めている。

「国際的に活躍できる、創造的能力を備えた研究者及び実践力を有する高度専門職業人を養成するため、専門分野における基礎的素養を涵養し高度な専門的知識及び能力を修得させるよう、体系的な教育課程を編成し、実施します。」

また、研究科等の教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、社会情報学研究科（修士課程）においては、

「1 「高度職業人」および「実践的研究者」養成のための教育

2 社会情報学の基礎を身につけ、高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力

を養成する教育

- 3 社会情報学の観点から、経済・経営、地域・行政、文化・コミュニケーションの3つの領域を基礎から応用までを包括する教育
- 4 学際的・総合的な知識と思考能力強化し、応用できる能力を養成する教育
- 5 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文やプレゼンテーションとして結実させる能力を養成する教育」

を実施するものとしている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院学則において、授与される学位（修士（教育学、社会情報学、生命医科学、保健学、看護学、理工学）、博士（医学、保健学、看護学、理工学）、教職修士（専門職））を明示し、授業及び研究指導により大学院教育を行っている。

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を編成し、授与する学位及び目標とする人材の育成に対応した、必修科目、選択科目を配置している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるため入学前の履修単位を認定、他の研究科や大学院での履修を認め、長期履修制度や昼夜開講制を導入している。学術の発展動向を反映させるため、最新の研究成果からなる授業科目を開設している。また、グローバル化への対応として外国語による授業科目を設定している。

社会からの要請等に対応するため、教育学研究科では「教育実践インターンシップ」を実施するほか、理工学府においても「インターンシップ」を実施し、単位認定を行っている。

平成23年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に採択された「地域社会の要請に応えた高度専門看護師養成」においては、群馬県内の医療職を対象とした侵襲タスクニーズ調査を行い、地域が求めるタスクニーズを明らかにし、結果を教育課程に反映させ、支援期間終了後も地域の求める高度専門看護師を養成している。

平成24年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択された「卒前・卒後一貫MD-PhDコース」においては、医学科在学中から基礎系研究室で事前研究指導、大学院の講義・演習を履修することができるようになり、卒業後は臨床研修と並行して大学院で研究を継続させている。また、大学院修了後は、希望すれば特任助教（仮称）として3年間は採用するなど研究を継続できる環境を整備し、基礎医学教育・研究医及び法医解剖医の養成をしている。

平成24年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「国際協力型がん臨床指導者養成拠点」において、国際協力型がん臨床指導者養成プログラムの強化を図り、国際的に認められる指導的役割を持つがん専門医療人を養成している。

平成25年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択された「地域オープンイノベーションR&D人材養成～医療開発研究のスタートからゴールまでを一貫する産官学連携教育・研究プログ

ラム～」において、医療開発医科学コースを開設し、組織の枠組を超えて、知識・技術の結集を図るオープン・メディカル・イノベーションを推進する高度専門研究者及びこれを支え加速するR&Dマネジメント等の研究支援の専門的人材を養成している。

平成26年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に採択された「群馬一丸で育てる地域完結型看護リーダー」において、地域完結型看護リーダー養成コースを開設し、地域を一つの病院と捉える地域完結型医療・ケアの考え方立脚した看護実践・教育・研究をし、多職種連携による課題解決能力を有し高度医療に対応できる人材を育成している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

大学及び各研究科等の目的に沿って、講義、演習、実習等を開講し、少人数制の指導体制等による実践的教育や討論・対話型授業の実施等、特性にあわせた学習指導方法を工夫している。さらには採択された大学改革推進事業等の成果を大学院における教育・研究に反映している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しており、授業実施期間は、前期・後期ともに15週が確保されている。

研究科等ごとに、様々な履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を行うとともに履修すべき授業やその流れを点検・把握できるよう配慮している。授業時間外でも指導を受けることができるようオフィスアワーを設定しているほか、学生相談窓口を設置している。なお、教育学研究科（修士・専門職）においては、履修登録単位数の上限（年40単位）を設定している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

平成26年度より、シラバスは大学ウェブサイト上の教務システムでの公開に一本化しており、授業科目名、担当教員名、目的、到達目標、概要、授業方法のほか、スケジュール、成績評価基準、教科書／参考書、オフィスアワー等の学生が準備学習を進めるための事項も記載している。すべての科目について英文シラバスを作成しており、ガイダンスや各授業において、シラバスの活用に関する指導を行っている。学生は履修科目の選択の際等にシラバスを利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修科目の選択の際等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

各研究科等では、教育方法の特例が適用され、昼夜開講制や、土日の集中講義を実施し、社会人学生に配慮した時間割の設定となっている。本人の希望により履修期間を選択できる「長期履修制度」を実施し

ている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

学生ごとに研究指導教員を定め、1人の学生に1人又は複数の指導教員がつき、学生が作成する研究計画書や受講計画届等に基づき研究指導を行っている。研究科等によっては、論文の中間発表会、大学院学生によるワークショップ等を開催している。研究倫理に係る指導については、研究ノートとノート作成についてのガイドラインを配布するなどし、日常の研究室活動において指導を行っている。また、一部の研究科においては、研究倫理教育及び研究不正防止教育を目的とし、CITI Japan プロジェクトによるe-learningプログラムを活用した講義を開講している

また、TA・RA制度を活用し、教育研究の現場を体験させている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院全体としての学位授与方針を、下記のように定めている。

「幅広く豊かな学識に立脚し、専門分野において創造性豊かに自立して研究活動を実践でき、高度な専門性・国際性を必要とする職業を担うための能力を身につけている人材で、各研究科・学府が課程又は専攻ごとに定めた修了要件を満たした者に、学位を授与します。」

また、研究科等の課程ごとに学位授与方針を定めている。

例えば、教育学研究科（修士課程）では、

「本課程では、修了要件を満たした次のような者に、修士の学位を授与します。

1 優れた教員倫理と豊かな学識を有し、教育諸科学に関する高度な専門的知識・技能及び特別支援教育又は教科教育の実践的指導力を備え、教育現場において指導的な役割を担える者

2 学校教育の現代的諸課題に取り組むことのできる研究開発能力及び実践力を備えた者」

と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は大学院学則に、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格と定めている。授業科目ごとの評価基準・方法をシラバスに明示しているほか、学生便覧、履修手引、大

学ウェブサイト等を通じて学生に周知を図っている。

成績評価、単位の認定は大学院学則及び成績評価基準に従い、実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5－6－③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか

授業科目ごとに、あらかじめ成績評価基準（授業評価方法）をシラバスに記載し、それに基づいた成績評価を実施している。また、教務係に異議申立てができる制度を設けている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5－6－④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程では、大学院学則等で学位論文の審査体制を定めている。なお、書面調査の時点では学位論文の評価基準が明確には定められていなかったが、平成28年1月に明文化され、大学ウェブサイトで公表、学生に周知が図られている。博士論文審査の過程においては、剽窃防止ソフトによるチェックを平成26年度から試行し、平成27年度から実施している。

修了認定については、定められた基準に基づき、各教授会の議を経て、学長が課程修了の可否を決定している。

専門職学位課程の修了認定基準についても同様に学生に周知を図り、定められた認定基準に従い研究科教授会の議を経て、学長が課程修了の可否を決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 英語教育において、多読教材（22,026冊、3,802タイトル）を整備し、大学独自に作成しているテスト問題を解かせて、その結果を成績評価に反映させることにより、成果を上げている。
- 平成22年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「総合的学士力の育成に向けたチーム医療教育」においては、全人的医療教育の改善に反映させるなど、学生の学士力を向上・定着させるための教育課程を充実させ、支援期間終了後も、チーム医療教育・多職種連携教育に力を注いでいる。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「学生教育・支援体制の強化による就業力育成」においては、学生が自らキャリアデザインする能力を育成するための教育課程を充実させるなど就業に向けた職業観を養成し、後継事業として平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に「产学協働による学生の社会的・職業的自立を促す教育改革」が採択されている。支援期間終了後も学内予算により、取組を継続している。

- 平成 23 年度文部科学省「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に採択された「地域社会の要請に応えた高度専門看護師養成」においては、群馬県内の医療職を対象とした侵襲タスクニーズ調査により地域が求めるタスクニーズを明らかにし、結果を教育課程に反映させ、支援期間終了後も地域の求める高度専門看護師を養成している。
- 平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択された「卒前・卒後一貫 MD-PhD コース」においては、医学科在学中から基礎系研究室で事前研究指導、大学院の講義・演習を履修することができ、卒業後は臨床研修と並行し大学院で研究を継続させている。また、大学院修了後は、希望すれば特任助教（仮称）として 3 年間は採用するなど研究を継続できる環境を整備し、基礎医学教育・研究医及び法医解剖医を養成している。
- 平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「国際協力型がん臨床指導者養成拠点」において、国際協力型がん臨床指導者養成プログラムの強化を図り、国際的に認められる指導的役割を持つがん専門医療人を養成している。
- 平成 25 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択された「地域オープンイノベーション R&D 人材養成～医療開発研究のスタートからゴールまでを一貫する産官学連携教育・研究プログラム～」において、医療開発医科学コースを開設し、組織の枠組を超えて、知識・技術の結集を図るオープン・メディカル・イノベーションを推進する高度専門研究者及びこれを支え加速する R&D マネジメント等の研究支援の専門的人材を養成している。
- 平成 26 年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に採択された「群馬一丸で育てる地域完結型看護リーダー」において、地域完結型看護リーダー養成コースを開設し、地域を一つの病院ととらえる地域完結型医療・ケアの考え方立脚した看護実践・教育・研究をし、多職種連携による課題解決能力を有し高度医療に対応できる人材を育成している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における成績分布は、教養教育科目、専門科目ともに、評価はA・Bを中心に分布しており、単位取得率は、平均して90%以上となっている。

過去5年間の標準修業年限内卒業率の平均は、教育学部92.9%、社会情報学部86.4%、医学部（医学科）88.6%、医学部（保健学科）92.7%、工学部85.4%となっている。また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率の平均は、教育学部96.5%、社会情報学部90.5%、医学部（医学科）89.6%、医学部（保健学科）95.7%、工学部85.7%となっている。

なお、医学部（医学科）、工学部では留年率がおおむね10%前後と高くなっているが、その他の学部では留年者が在学者のおおむね5%以下となっている。また、退学者は在学者のおおむね1%以下となっている。

医師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士といった医療系の資格において、おおむね90%以上の合格率となっている。

大学院課程の単位取得率は保健学研究科（博士後期課程）を除いて80～90%以上である。

過去5年間の標準修業年限内修了率の平均は、教育学研究科（修士・専門職）91.2%、社会情報学研究科73.2%、医学系研究科（修士）93.7%、保健学研究科（博士前期）80.4%、工学研究科（博士前期）88.5%、理工学府（博士前期）94.7%、保健学研究科（博士後期）34.3%、工学研究科（博士後期）43.2%、医学系研究科（博士）50.1%となっている。また、「標準修業年限×1.5」年内修了率の平均は、教育学研究科（修士・専門職）93.7%、社会情報学研究科85.1%、医学系研究科（修士）96.0%、保健学研究科（博士前期）97.2%、工学研究科（博士前期）71.3%、工学研究科（博士後期）47.3%、医学系研究科（博士）71.5%となっている。

なお、留年状況についてはおおむね20%以下となっている。また、退学状況については保健学研究科（博士後期）と工学研究科（博士後期）の退学率が高いものの、おおむね5.0%以下となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生生活実態調査（全学）におけるアンケート、及び、教養教育・各学部・研究科等ごとに、授業評価アンケートや懇談会を実施し、学生からの意見聴取を行っており、これらを「教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況調査」として取りまとめている。

平成 25 年度の学生生活実態調査によれば、授業の内容に関する満足度は、5 段階評価で全学平均 3.4 となっている。また、平成 25 年度の授業評価アンケートによれば「総合的な評価は概ね良好（教養教育）」「総合評価において 9 割以上が肯定的な意見（優れている・やや優れている）（教育学部）」となっている。ほかの学部等においても、授業の総合的評価は肯定的な意見が大半を示している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学生の卒業（修了）後の進路状況については、進学率・就職率の両方を合わせて、学部（平均）では 96.6%、大学院（平均）では 93.9% となっている。理工学部では進学率が 56.1% となっており、他学部に比べて、就職よりも大学院へ進学する学生が多くなっている。

職業別の就職状況において最も多い就職先はそれぞれの専門性を活かして、教育学部では教員（77.7%）、医学部医学科では医師（100%）、保健学科では保健医療従事者（93.5%）、理工学部では技術者（89.0%）となっており、大学院課程においても同様の傾向となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）生又は就職先企業に対して学習成果に関するアンケート等を実施し、下記の回答を得ている。ただし、一部の学部等で意見聴取が行われておらず、今後、全学的な実施が望まれる。

教育学部における卒業生アンケートでは、「大学で身につけるべき教員としての基本資質についてどの程度まで学習できたか」という問い合わせに対して、15 の評価項目のうち 10 項目において 5 段階評価のうち 3（概ね満足できる）以上の回答が 70~80% にのぼっている。教育学研究科における修了生アンケートにおいても、同様の結果を得ている。工学部における卒業生アンケートによれば、ほとんどの学科において、専門カリキュラムで学んだ知識の有効性について約 80% の卒業生が肯定的な回答をしている。

社会情報学部における就職先ヒアリング調査（6 社）において、採用企業の人事担当者から、「プレゼンテーション能力が秀でている」「問題把握能力・問題解決能力が優れている」との意見を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、荒牧キャンパス、昭和キャンパス、桐生キャンパス、太田キャンパスの4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は荒牧キャンパスが 227,031 m²、昭和キャンパスが 118,991 m²、桐生キャンパスが 60,450 m²、太田キャンパスが 7,653 m²である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計 210,428 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

キャンパスごとの整備状況はキャンスマスターplan及び施設整備推進戦略に沿って改善・改修を計画的に実施している。

そのほか、耐震化への対応 (Is0.7 : 98%)、バリアフリーへの配慮、外灯の増設や防犯カメラの設置による安全・防犯への配慮等を行っている。

学生の施設・設備等に関するニーズを把握するために、毎年、学長と学生との懇談会を開催し、環境の改善に取り組んでいる。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報メディアセンターが中心となり、4キャンパス及び附属学校に高速な支線ネットワークを構築し、良好なネットワーク接続環境を提供している。また、各キャンパスでは、有線でネットワークが利用でき、さらに無線LANが利用できる体制を整備している。

コース管理システムとして群馬大学 Moodle システムを運用し、学内の全キャンパスにおいて教員・学生に開放している。また、e-learning 英語学習システムを導入し、マイクロソフト社との間で包括ライセンス契約を締結するなど、ICT環境整備を行っている。さらに、平成26年度からは、教務システムを大学全体で統一し、教務事務の合理化を行っている。

情報セキュリティについては、情報化統括責任者 (CIO) である理事を室長とした情報化推進室を設置し、情報セキュリティの推進体制を全学で整備している。また、情報セキュリティポリシーを制定し、全教職員を対象とするチェックを実施している。さらに、学生に対しては1年次必修の情報の授業で情報倫理 e-learning の受講とテスト合格を単位取得条件とし、セキュリティ教育を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され
ており、有効に活用されているか。

主要3キャンパスにそれぞれ中央図書館（荒牧）、医学図書館（昭和）、理工学図書館（桐生）を整備している。図書館の蔵書は、和書約432,000冊、洋書約188,000冊、その他視聴覚資料、約10,000タイトルの電子ジャーナルが利用可能となっている。なお、太田キャンパスには図書室を整備し、学内3図書館（中央図書館、医学図書館、理工学図書館）からの取寄せを可能としている。

電子資料については、学内からは24時間利用でき、学外からのアクセスも可能となっている。

図書等の資料収集については、図書館の運営委員会及び各地区小委員会で選定を行っている。

当該大学で生み出された学術研究成果を電子化し、学術情報リポジトリを平成18年度に構築している。
平成23年度からは群馬県地域共同リポジトリとして運用している。

開館時間は、中央図書館、医学図書館が9時から21時、理工学図書館が9時から22時を基本として運用しており、医学図書館では特別利用申請書を提出すると24時間利用できるサービスを実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部等においても、学生の自主的学習環境を確保するため、自習室のほか、学生が自由に使用できるスペースを整備している。

図書館においては、学生との懇談会での要望に基づき、一部夜間・休日開館を実施し、学生等のニーズに沿った自主的学習環境（ラーニングコモンズ）を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対して、全学的なガイダンスのほか、学部及び研究科等ごとに教育課程、履修登録方法、大学生活全般に関してガイダンスを実施している。

そのほかに、各年次に、履修に関するガイダンスや就職活動に関連するガイダンスを実施するなど、学生が必要な時期に必要な内容で実施することにより効果的なガイダンスとなるよう工夫している。

これらのことから、授業科目の選択等の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、
必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援は各学部・研究科等の特性に応じて、支援を行っている。

シラバスに学生用の連絡先やメールアドレスのほか、オフィスアワーの設定時間を明記して個別相談に応じている。

学生のニーズを把握するため、学部学生を対象に5年ごとに学生生活実態調査を実施し、メールや電話並びに学生相談用ポスト等による相談窓口を設置するとともに、相談員を配置し、個別相談に応じている。

留学生への学習支援は、国際教育・研究センターが中心となって、日本語・日本事情教育と修学・生活

上の助言を行っている。また、チューター制度を設け、さらに、各キャンパスにおいて相談教員を配置している。留学生には、毎月メーリングリストによる配信と学内ポスター等により案内を送付し、インターナショナルラウンジを開設するなどしている。

社会人学生に対しては、夜間、土日及び夏季休業期間の集中講義の開講やメールによる論文指導を実施し、平成19年度より長期履修制度を導入して体制を整備している。

障害のある学生に対しては障害学生修学支援実施要項を制定し、障害学生支援室、障害学生サポートルームを設置し、手話通訳、パソコンテイク、移動介助及び食事介助等の支援者の配置、休憩室の確保等を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生支援センターが中心となって学生のサークル活動、自治活動等の課外活動支援を行っている。平成26年度に届け出た学生サークルは156あり、延べ4,044人が参加している。それぞれ顧問教員を置き助言・指導を行っている。毎年、クラブ・サークル等の主将等を対象にリーダーシップ研修会を開催し、大学祭や体育大会等学生の自主的活動に対しても、指導・助言、施設設備や情報機器、教材の貸与、大学の経費による資金補助等の支援を行っている。

学生が利用する課外活動施設の修繕・備品更新の要望に基づき、大学の経費により整備を行っている。これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生への支援を目的として大学教育・学生支援機構に学生支援センターと健康支援総合センターを設置している。それぞれのセンターには運営委員会が置かれ、各学部学生支援担当委員会委員長が委員となり全学的な支援体制を整備している。

各学部に学生相談窓口を設置又は相談員を配置して対応しているほか電話相談にも対応している。

学生のニーズを把握するため講師以上の全教員を対象に学生相談アンケートを実施し、また、5年に1度、全学部学生を対象とした学生生活実態調査を実施している。

健康相談のため各キャンパスに外部カウンセラー(臨床心理士)を配置している。就職相談については、キャリアサポート室が中心となって、就職ガイダンス及びキャリアカウンセラーによる就職相談を実施している。学生からのアンケートを参考に実践的な内容の講座や経済関連講座やキャリアデザイン講座を実施し、『就職応援BOOK—群大生のための就活ノウハウ集—』を作成している。就業力育成支援室を設置し、企業実務家による就業力育成講演会、キャリアデザインポートフォリオシステムを導入するなど、学生の社会的・職業的自立を促す取組を進めている。

学部等ごとにハラスメント相談員を複数配置し、外部カウンセラーが対応するハラスメントホットライ

ンを設置して、各種ハラスメントに対応している。また、教職員対象の講習会の実施等、ハラスメント防止のための取組を行っている。

留学生の生活支援については、受入担当教員、各学部等留学生担当係、国際交流課、国際教育・研究センター、チューター等、多層的な支援体制で、各キャンパスにおいて個別の相談に応じている。住居対策として、学内に国際交流会館を整備しているほか、大学周辺の安価なアパートを紹介するなど対応している。

留学生のための就職支援として、学内では「留学生のための就活講座」「ビジネス日本事情」等を提供し、学外からは主に県内の企業人を講師としたオムニバス形式の「ものづくりビジネス」と「ビジネス日本語A・B」を開講し、提供している。

障害のある学生への支援体制として障害学生支援室を設置し、障害学生サポートルームを置き、障害の種別及び程度に応じた支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済面への援助は、日本学生支援機構・都道府県等地方公共団体及び各種団体が支給する奨学金、大学が行う入学料免除制度及び授業料免除制度のほか、「卒前・卒後一貫MD-PhDコース」を新設し、返済免除となる奨学金を支給している。これらについては各キャンパスでの掲示・説明会の開催のほか、大学ウェブサイトや学生便覧への掲載や教務システムで情報提供を行っている。

奨学金貸与率は学部学生 39.1%、大学院学生 26.6%、大学全体で 36.5%となっている。学生生活実態調査によれば、奨学金を受けたいが受けられなかった学生の割合は少ない。

通常の授業料免除のほか、成績優秀者に対する授業料免除等合わせて平成 26 年度の支援総額は約 334,000 千円である。

学生寮は 2 つの寮に計 201 人（入居率 84%）が入居している。

留学生に対する経済面の援助としては、入学料・授業料免除、日本学生支援機構学習奨励費、各種民間財団奨学金等があり、独自の奨学金制度として、桐生キャンパスの私費留学生に対して FA 留学生奨学金基金により奨学金を支給している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育研究評議会において、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項を審議することとなっているほか、教育の質保証及び改善向上を目的とした自己点検・評価実施組織として、大学教育・学生支援機構に教育基盤センター及び担当理事の下に大学評価室を設置している。

教育基盤センターでは教育推進部会を設置し、教養教育に対する学生による授業評価の実施、公開授業等FDの実施、各授業分野の課題の明確化による授業改善の促進、ベストティーチャー賞の実施運営、学生の学力調査等を行っており、その成果を毎年『教育・学生支援機構報告書』として公表している。

大学評価室は大学全体の評価に係る企画・立案や、実施に際しての総括的な業務を行っている。

年に一度、授業評価アンケートを含む教育内容について、教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況調査を実施し、結果は、教育研究評議会に報告の上、大学ウェブサイトに公表している。

各学部に評価委員会を設置し、教育の質保証・向上改善について、継続的な取組を実施している。

なお、上述したように、教育の取組状況等について自己点検・評価する体制は整備されているものの、これらの評価により見出された課題等への対応は各学部に任せられている。今後、大学全体として改善・改革を推進する体制の整備が望まれる。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制がおおむね整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

大学教育・学生支援機構並びに各学部等において学生による授業評価を実施し、その評価結果を各教員へフィードバックするとともに関連委員会等において組織的に検証を行っている。なお、一部の学部等を除いて、授業評価結果の学生への公表がなされておらず、改善が望まれる。

また、学生との懇談会を開催するなどして、教育方法や教育環境改善に役立てている。

教職員の意見については、学部及び研究科等における教授会や各種委員会等を通じて意見を聴取するとともに、学長が各学部の教授会に出向き意見交換を行うなどして教職員からの意見を適宜大学の運営に反映している。

さらに、年に1度、大学評価室において教育方法改善のための自己点検・評価（授業評価等）実施状況

調査結果を取りまとめている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育の質の改善・向上に活用するため、様々な方法で学外関係者からの意見を聴取している。

毎年、群馬県との意見交換会を実施し、学部単位では「卒業生を対象とした教育に関する現況調査（教育学部・教育学研究科）」や「教育改善のための卒業生アンケート（工学部）」等を実施し、これらを教育の改善に役立てている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各学部等において、教育教授法ワークショップや公開授業等を開催している。また、授業評価の結果を教員へフィードバックするため懇談会や学生と教員との懇談会等を実施している。

全学的にベストティーチャー表彰制度を導入し、3年に1度教員評価を実施して教育の質の向上に取り組んでいる。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAについては、実験科目において手引書を作成するなどの取組により、資質の向上を図っている。

職員については、大学の教育環境のグローバル化に対応するため、国際業務、学生系業務に従事する者を中心に、英語能力の向上を図ることを目的として英語研修を実施している。また、事務系職員や技術系職員を対象に放送大学の授業科目のうち職務遂行上関連があると認められる科目を受講させている教養研修及びスキルアップ研修を実施している。

理工学系技術部において、技術発表会や技術研究会を実施し、技術職員の技術交流と資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成26年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産73,922,388千円、流動資産15,932,777千円であり、資産合計89,855,166千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債27,519,460千円、流動負債14,380,151千円であり、負債合計41,899,611千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金7,076,058千円及び長期借入金8,894,870千円の使途は附属病院の大規模整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務1,225,000千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成22年度からの5年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、产学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22~27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、経営協議会、大学運営会議及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用45,262,547千円、経常収益46,247,795千円、経常利益985,247千円、当期総利益は1,010,847千円であり、貸借対照表における利益剰余金10,267,780千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算案を役員会及び経営協議会の議を経て決定し、教育研究上の基盤的経費である教育研究経費の水準を維持している。

さらに、学長のリーダーシップ強化のため学長裁量経費を一定額確保し、教育、研究の質の維持・向上を図っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、施設整備推進戦略に基づき、キャンパスマスタープランを策定し、毎年、各学部等からヒアリングを行い、緊急度や効果等を勘案して予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、財務部において素案を作成し、役員会及び経営協議会での議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、年に1度、業務監査を、毎月及び毎年度決算時に会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する学長直轄の内部監査室が内部監査規程に基づき、監査計画を作成し、定期監査及び臨時監査を実施している。

また、内部監査室は監査結果を監事に報告し、監事は期中及び期末の会計監査人の監査時に意見交換を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織として、役員会、教育研究評議会、経営協議会、執行役員会議及び企画戦略会議を設置し、それぞれの役割に応じた事項を審議している。

事務組織は、事務局（5部）を置くとともに各学部等に、事務部を置き事務の円滑な運営に努めている。各学部等では、学部長等を中心とした管理運営体制が構築されている。

全学及び各学部等に危機管理室を設置し、マニュアルを整備し、危機事象に対する意識の啓発を行っている。さらに台風等自然災害における休講等の措置に関する申合せを制定している。

研究活動上の不正防止のため、研究者行動規範委員会、資金適正執行委員会を設置し、教職員に対しては、大学ウェブサイトや説明会を通じた法令遵守の意識啓発を行っている。研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを改正し、研究活動等調査委員会を新たに整備し、公正活動教育を実施することを決定している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

管理運営に関する学生、教職員の意見・ニーズは、学生との懇談会、学生生活実態調査、各種会議等を通じて、課題・問題点を把握し管理運営に反映させている。

学外関係者の意見・ニーズについては、経営協議会の学外有識者や群馬県との懇談会において、管理・運営についての提言を受けて改善につなげている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤・非常勤各1人の監事を置き、監事の下に監査室を設置している。

業務監査については、毎年度始めに監査計画を作成し、組織の長からのヒアリング等による実地監査を行っている。結果は、業務監査報告書として取りまとめ、役員会に報告している。

会計監査については、毎年度決算時に、会計担当職員及び会計監査人による報告及び説明を受け、監査を行っている。期中において会計監査との意見の交換を適宜実施し、計算書類を確認している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

実務に必要な知識の習得と今後の大学業務の円滑な遂行に資することを目的として、大学主催の職能別、職階別職員研修を企画・実施するほか、国立大学協会等が主催する学外研修にも参加している。

平成26年度には、大学主催の職員研修として、新規採用職員研修、スキルアップ研修、英会話研修等計12回の研修会を実施し、延べ832人が参加している。英会話研修において、受講前と受講後のTOEICの点数を比べると、平均約58点上昇している。また、他機関主催の研修には、国立大学協会や人事院関東事務局等の実施する研修会に、延べ21人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学的な統括組織である大学評価室を設置し、中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況について自己点検・評価を実施している。また、大学機関別認証評価を受けるに際し、自己点検・評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人評価委員会による業務実績評価が行われている。また、業務実績評価報告書の作成に際しては、外部の有識者を加えた経営協議会に諮り、意見を聴取するほか、評価結果を報告し、外部者による検証が行われている。平成26年度国立大学法人評価委員会の評価結果においては、附属病院の医療安全管理体制が課題として指摘されており、引き続き対応が望まれる。

また、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価、教員養成評価機構による教職大学院等認証評価を受審している。

そのほか、JABEE（日本技術者教育認定機構）による技術者教育プログラムの認定審査や日本医療機能評価機構による病院機能評価等を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

業務実績評価の結果については、役員会、経営協議会及び教育研究評議会等で報告し、周知徹底を図り、大学評価室並びに学部等評価委員会を中心取り組むとともに、中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の自己点検・評価の際に、対応状況を確認している。

前回の大学機関別認証評価受審時（平成21年度）において主な改善を要する点として指摘を受けた事項について、既に改善を行っている。設置計画履行状況等調査（AC）において留意事項が付された項目については該当する学部において改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の理念・目標（学部及び研究科等の目的を含む。）は、大学ウェブサイトで公表しているほか、大学概要、学生便覧等の刊行物に掲載している。

学生に対しては、学生便覧を入学時に配布するとともに、新入生ガイダンスにおいて説明し、教職員に対しては、大学概要を配布するとともに、新任教員研修・初任者研修において説明を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針（学士課程及び大学院課程）は、大学案内・学部案内・募集要項等の刊行物に掲載しているほか、大学ウェブサイトにおいても公表している。

これらの方針を周知するため、学内では上記刊行物を配布し、教授会等の各種会議や新入生ガイダンス等において説明している。また、学外に向けては、刊行物を学外進学説明会・大学のオープンキャンパス等で配布しているほか、入学志願者及びその保護者・高等学校・予備校・受験産業等へも、個別に配布を行っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報は、大学ウェブサイト及び大学概要をはじめとする刊行物により公表しており、グローバル化に対応するため、平成 26 年度から英語版のウェブサイトと大学概要を作成し、海外に発信している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている事項については大学ウェブサイトに専用ページを設けて公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 群馬大学

(2) 所在地 群馬県前橋市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部、社会情報学部、医学部、理工学部

研究科：教育学研究科、社会情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科、理工学府

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：生体調節研究所

関連施設：総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構（教育基盤センター、学生支援センター、学生受入センター、健康支援総合センター）、研究・产学連携戦略推進機構〔研究戦略室、产学連携・知的財産戦略室（产学連携・共同研究イノベーションセンター、群馬大学TLO、高度人材育成センター、インキュベーションセンター）、機器分析センター〕、重粒子線医学推進機構（重粒子線医学研究センター、重粒子線医学センター）、国際教育・研究センター、未来先端研究機構、多文化共生教育・研究プロジェクト推進室、多職種連携教育研究研修センター、先端科学研究指導者育成ユニット、附属学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、医学部附属病院、教育学部附属学校教育臨床総合センター、社会情報学研究センター、医学系研究科附属生物資源センター、医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設、医学系研究科附属教育研究支援センター、医学系研究科附属医学教育センター、保健学研究科附属保健学研究・教育センター、理工学府附属元素科学国際教育研究センター、生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター、生体調節研究所附属代謝シグナル研究展開センター、生体調節研究所附属生体情報シグナル研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 5,133 人、大学院 1,342 人

専任教員数：857 人（学長・副学長含む）

助手数：2 人

2 特徴

1. 本学は、昭和 24 年 5 月に国立学校設置法により、群馬師範学校、群馬青年師範学校、前橋医学専門学校、前橋医科大学並びに桐生工業専門学校の各旧制の諸学校を包括し、学芸学部、医学部及び工学部の 3 学部を有する新制の国立総合大学として発足した。創設以来、北関東を代表する総合大学としてその使命を果たすと

ともに、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献している。

この間、時代の要求を先取りして、組織の新設、改組・再編を進め、現在では、4 学部、5 研究科、1 専攻科並びに 1 附置研究所で構成されている。

2. 本学の敷地は、主として前橋市内の荒牧地区、昭和地区と桐生市内の桐生地区の 3 地区に分かれており、荒牧地区には、教育学部、大学院教育学研究科（教職大学院を含む）、特別支援教育特別専攻科、社会情報学部、大学院社会情報学研究科、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・产学連携戦略推進機構、国際教育・研究センター及び事務局が、昭和地区に医学部、大学院医学系研究科、大学院保健学研究科、生体調節研究所、重粒子線医学推進機構及び医学部附属病院が、桐生地区には、理工学部、大学院理工学府、研究・产学連携戦略推進機構がある。また、先端理工学分野の研究者の育成及び現役の技術者・研究者のためのリカレント教育を提供するため、平成 19 年度から、北関東随一の製造業集積地である太田市の「テクノプラザ太田」の一部を借用し、理工学部太田キャンパスを設置している。

3. 本学は多様な教育・研究活動に対して、積極的な取組を行っている。その結果、さまざまな事業が大学教育改革支援プログラム等、国からの支援事業に採択されており、質の高い教育・研究を提供している。

[教育分野の採択例]

「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」、「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」、「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」、「未来医療研究人材養成拠点形成事業」など

[研究分野の採択例]

「博士課程教育リーディングプログラム」、「卓越した大学院拠点形成支援補助金」、「テニュアトラック普及・定着事業（機関選抜型）（若手研究者の自立的研究環境整備促進）」、「ポストドクター・キャリア開発事業」、「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」「地域再生人材創出拠点の形成（デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点）（「多文化共生推進士」養成ユニット）」など

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

【大学の基本理念・目標】

(基本理念)

1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学技術の粹を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。
3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

(目標)

1. 教育の目標

- (1) 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
- (2) 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
- (3) 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得しうる基礎的能力を育成し、豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。
- (4) 大学院教育においては、高い倫理観と豊かな学識に立脚し、学部専門教育との関連を視野において、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

2. 研究の目標

- (1) 専門分野において独創的な研究を展開するとともに、特に重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。
- (2) 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進し、その成果を広く社会に還元する。

3. 社会貢献の目標

- (1) 地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する。
- (2) 地域医療を担う中核として医療福祉の向上にあたるとともに、地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 国際的視野の下で教育研究を充実する観点から、留学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、海外の大学等との学術交流や教職員の国際交流を進める。

4. 大学運営の目標

- (1) 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、大学構成員の能力を引き出し、自主性、自律性を持って効率的な大学運営に当たる。
- (2) 大学内での情報共有化と社会に対する大学情報の積極的な発信に努め、学内外への説明責任を果たす。
- (3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させるとともに、大学の諸活動の質的向上を図る。

【第二期中期目標期間における目標】

(1) 教育に関する目標

- ① 教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて、豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。
- ② 学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。

(2) 研究に関する目標

- ① 各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。

- ② 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。

(3) 社会貢献に関する目標

- ① 地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。

- ② 知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。

- ③ 地域医療を担う中核として、医療福祉を向上させる。

- ④ 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。

(4) 大学運営に関する目標

- ① 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。

- ② 学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。

- ③ 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

【学部・研究科ごとの目的】

(1) 学士課程・大学院課程共通

① 学士課程

豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。

② 大学院課程

高い倫理観と豊かな学識に立脚し、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

(2) 学部・研究科ごとの目的

[学部] 資料1-1-①-2 各学部規程（抜粋）のとおり

[大学院] 資料1-1-②-2 各研究科規程（抜粋）のとおり